

議案第13号

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

主任介護支援専門員の定義の変更等を行うため、富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法第115条の46第1項」を「同条第1項」に改める。

第2条第1項中「第115条の45第1項第1号から第5号までに掲げる事業」を「第115条の46第1項に規定する包括的支援事業」に、「利用できる」を「利用することができる」に改める。

第3条第1項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項」を「介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号」に、「修了した者」を「修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成26年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修をいう。以下この項において同じ。）を修了した者（以下「平成26年度以前修了者」という。）に係る最初の主任介護支援専門員更新研修（この条例による改正後の富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第3号の規定により、同号に規定する修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日（以下「経過日」という。）までの間に受ける主任介護支援専門員更新研修（同令第140条の68第1項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。以下同じ。）のうち最初のものを

いう。以下同じ。)については、新条例第3条第1項第3号の規定にかかわらず、平成31年3月31日(平成24年度から平成26年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者にあつては平成32年3月31日)までに修了した場合には、経過日までの間に修了したものとみなす。

- 3 前項の規定により経過日までの間に最初の主任介護支援専門員更新研修を修了したものとみなされた者に係る最初の主任介護支援専門員更新研修以外の主任介護支援専門員更新研修については、新条例第3条第1項第3号に規定する修了日は、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日とする。
- 4 前項の規定は、平成26年度以前修了者が、最初の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に主任介護支援専門員更新研修を修了しないことにより、新条例第3条第1項第3号に規定する主任介護支援専門員に該当しないこととなった場合には、適用しない。
- 5 前3項の規定にかかわらず、平成26年度以前修了者が平成29年3月31日前に主任介護支援専門員更新研修を修了している場合は、なお従前の例による。